

クリーンセンター通信

編集/発行 近江八幡市第 2 クリーンセンター
近江八幡市北津田町 1 5 9 番地
0748-32-4394 FAX 32-4401
第 12 号 2006, 6, 22

今、事業系ごみを考える …… 以外に知られていない真実 まちのごみの、半分は事業系！？・・・このままではいけない！ 事業ごみと家庭ごみを区分するためには指定袋制度が一番です！

一般廃棄物は家庭ごみと事業系ごみに二分されますが、市町村においてはほとんどの場合、家庭ごみを取り上げられ、商店や事務所・事業所や工場、学校などから排出される“事業系ごみ”については、問題にされてこなかったというのが実情です。事業ごみは、許可業者収集で市民には見えにくいからです。その“事業系ごみ”が最近、クローズアップされてきました。何故なら、年々家庭ごみに比べ、事業系ごみはかなり、増え続けているからです。そこで、私たちは家庭ごみの有料化に踏み切る前に、「事業系ごみ」に目を向ける必要があるのではないかと考えました。

事業系ごみってなに？・・・一般廃棄物の範囲って、幅広い？！

現在、ごみ（廃棄物）は、廃棄物処理法により、産業廃棄物と一般廃棄物に区分されています。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち「燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など 20 品目が指定されています。さらに、種類によっては「紙くずは紙製造業、製本業など」特定の業種から排出されるものと限定されているものがあります。

これに対して、一般廃棄物はその区分は「産業廃棄物以外の廃棄物」とされています。

一般廃棄物の範囲は広く、各家庭から排出される「家庭ごみ」はもちろん、事業活動に伴って生じた廃棄物でも、オフィスや店舗、飲食店などから排出される紙ごみや生ごみ等のごみは「事業系一般廃棄物」として一般廃棄物に区分されています。この「事業系一般廃棄物」がいわゆる「事業系ごみ」です。また、プラスチックは法律上、事業活動に伴って生じた場合、全て産業廃棄物に区分されますが、実際には、紙くずと同じようにプラスチック類は製造業など特定の業種以外からの排出については、オフィス、店舗から出される事務用品や容器包装材などのプラスチックは事業系一般廃棄物として処理されているのが実態です。

事業系ごみの処理責任は「事業者」

廃棄物処理法では、一般廃棄物については市町村が処理計画を定め、収集・運搬・処分を行うことになっていますが、同法の三条で、「事業活動に伴って生じた廃棄物（産業廃棄物や事業系一般廃棄物）は、自らの責任において適正に処理しなければならない。」と事業者の処理責任が定められています。ですから、事業系ごみは一般廃棄物に区分されてはいますが、「事業者の処理責任」において処理されるのが原則であり、それに伴い本市では事業系ごみの収集をしていません。

また、市の処理施設への「持ち込み分」についても、ごみ処理にかかるランニングコスト（運転管理費用）だけでなく、イニシャルコスト（施設建設等にかかる費用）を含んだ費用の徴収が行われるべき種類の廃棄物であるとされています。ちなみに現在、市では家庭用ごみが 10kg200 円に対し事業系一般廃棄物は 10kg あたり 300 円の手数料を徴収しています。

どうなってるの？事業系ごみ

現在、市が事業系ごみとして統計しているのは、排出する事業者自らまたは許可業者と委託契約して搬入する、いわゆる「持込ごみ」量を事業ごみ量としています。しかし、実際は家庭ごみと共に「収集される事業ごみ」もあり、それらは家庭ごみに含まれてカウントされています。その調査でさえも、事業系ごみの一般廃棄物に占める割合が約 3 割を占めています。これは、個人商店や個人事務所など規模の小さな事業者は、家庭ごみに紛れて排出される(フリーライダー＝ただ乗り＝ただ出しのこと)事業者も多く、実際問題として事業系ごみの排出実態さえつかみ切れていないのが実状です。市内に事業者・事務所は 2800 社あるのに、直接持込み業者と一般廃棄物収集運搬許可業者による事業ごみ搬入事業者は、あわせても 700 社しか把握されていません。

推計しかない事業系ごみの量

事業系ごみはごみ全体のどのぐらいを占めているのでしょうか？持込ごみは、中間処理施設で計量したりするので、大まかなごみ量は把握されています。ステーションからの収集ごみに含まれる事業系ごみの量は、推計するしか方法がありませんが、単純計算でも総ごみ量の半分以上が事業ごみということになります。市内事業所数の 3 分の 1 の事業系ごみ量だけで、全ごみ搬入量の約 30% もの事業系ごみが搬入されているという実態は驚くべき数字です。

例えば、私たちが統計で 1 日一人当たり 1240g のごみ排出量という場合は、家庭ごみ 740g、事業系ごみ 500g という内訳になります。この数字はあくまでも当方の勝手な推計値であり、事業者数や事業所ごみの量によって数値は前後します。ごみ減量計画を立てる上でもより事業系ごみの正確な量を把握する必要があります。また持込事業ごみが年々増え続けていることから、ステーションに出される事業系ごみも同様に増えていると予測されます。市内の事業所全体の約 3 割の搬入という数値や事業所数から考えると、家庭ごみへの混入や不法投棄の懸念は拭えません。・・・

事業系ごみの中味は・・・事業ごみの資源化率は 10%～20% 程度と推定され、資源化はあまり進んでいません。事業系ごみも市の分別に則って搬入され、処理されていますが、家庭ごみに比べて分別が徹底されていないことは市の調査からも明らかです。処理施設に持ち込む量を削減するためにも、事業者が分別を徹底するよう、行政側の指導や立ち入り調査が不可欠です。

どうすればいい？事業系ごみ・・・そこで事業ごみ有料指定袋制度を提案したい。

ごみ排出調査の実施、実態把握。

事業系ごみの排出・処理実態を市が継続的に捉えていくことは、事業者にとって緊張感を生み、ごみ減量への道義付けにもなります。また、広報などでも家庭ごみと事業系ごみの量を分けて表記し、住民に実態を知らせる必要があります。行政も事業系ごみの増加を予測して、過大な処理施設を計画するのではなく、事業者に対しごみ減量や発生抑制のための事業計画を出させ、それに応じた支援にこそ力を注いでいくことができます。

自己処理責任を徹底

事業ごみは、自己処理責任の原則に基づき、事業者間の公平性の観点からも全面有料化を実施すべきです。そのためには、無料でごみ出しをしている＝フリーライダー事業者を徹底して排除していく施策あるいは、逆に、有料による市の収集方法を検討していく必要があります。本市では有料での事業ごみの持込搬入率を 3 分の 1 程度と推定していますが、これは極端な数値ではなく、経済的な負担を軽減するために家庭ごみとして排出している事業者がいるのは事実でしょう。家庭ごみから完全に切り離すために、事業者に民間事業者への委託または自己搬入だけの処理方法だけにたよることなく事業所専用の市が収集できる有料指定袋制を導入するのも、選択肢のひとつではないでしょうか。また現在、一般廃棄物収集運搬許可業者はレストランやコンビニなど相対契約中心に収集を行っています。許可業者の相対契約は約 400 件程度です。収集自体は規模として事業全体のごく一部で、市に協力するということで行っていますが、300kg/月以下の業者がほとんどで、利益はありません。1t/月ぐらい出ないと収支は合いません。事業者も量が少なければ有料袋を買う方が安いはずです。

ごみ収集という仕事も、やっと市民権を得られるようになりましたが、24 時間ごみを出しっぱなしとか分別もしないでひどい出し方をする人がいるのには本当に困っています。

自己処理、ごみ減量、排出抑制市町村は戸別収集、排出計画書の提出を義務付けるなど事業者としての自己処理を促すと共に、条例にあげるような、「廃棄物管理責任者」を設置指導し、ごみの減量や発生抑制、資源化に向けた新たな体制を提示すべきです。

事業系ごみに注目しよう

現在全国的には、各市町村や事業者では、様々な取組みが始まっていますが、全体的には不十分であると言わざるを得ません。事業者の自己処理責任や地域社会での役割を明確にし、それに応じた事業者の自発的な取組みが望まれます。そこで事業ごみ専用有料指定袋制の導入を提案したいのです。

事業系一般廃棄物（ごみ）の出し方について・・・・・・ 事業者用分別有料指定袋制度の導入の提案 第 2 クリーンセンターより

いまの環境問題は「ごみをどう処理するか」よりも「ごみをどう減らすか」（発生抑制）に力点が置かれている。そのためには、家庭ごみの有料化や事業ごみに経済的インセンティブを導入していくことが強く求められている。そこで事業ごみの減量化を促進する一方策として提案する。

1、事業系一般廃棄物とは

- ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって、「事業活動に伴って生じた廃棄物を事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないこと」が義務づけられています。
- ・ 事業系一般廃棄物とは官公庁、学校、会社、事務所、飲食店、旅館、店舗、自営業者など、会社、商店等の営利を目的とする事業活動や行政、学校の教育・福祉施設等の公共公益活動（公共サービス含む）に伴って発生するごみのうち、法令で定められている産業廃棄物を除いた事業系廃棄物（家庭以外のもの）をいいます。・・・具体的には、木くず、紙くず（製造業などの特定業種以外）、茶かすなどの生ごみです。事務机やロッカーなどは金属類や廃プラスチック類の産業廃棄物に該当します
- ・ 産業廃棄物とは、上記の事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、建設廃材、その他政令で定める廃棄物 2 0 種類をいいます。・・・市では取扱いできませんので、産業廃棄物処理業者に処理を依頼していただく必要があります。

2、事業系一般廃棄物の従来の処理方法

- 1) 自らが排出したごみを直接、処理場へ搬入する方法・・・処理手数料が必要です。搬入できるごみは市内で発生したごみに限られます。
- 2) 一般廃棄物処理業者の許可を受けた業者へ依頼する方法・・・市の許可を受けた業者に依頼していただく。

* 収集料金などは業者と個別契約となります。

- 3) 自らが適正に処理する方法・・・リサイクルできるものの処理は資源回収業者などに依頼していただく。

問題点・・・現在で事業ゴミは総ごみ処理量の 1/3 になる。これは市内総事業所数の 1/3 の 700/2800 だけの数量である。残り 2/3 の事業所が事業ゴミとして持つてきたら、数的には家庭ごみの総量を上回る恐ろしい結果となる。あまりにも搬入の事業ゴミ量が多すぎる。

3、新たな「事業者用分別有料指定袋制度」の導入の提案

- 1) 上記 3 つの方法により現行は事業系一般廃棄物は処理をしているわけですが、前段の問題のほかに次のような問題点があります。

- 家庭系に混じって、ごみステーションに排出している事業所が見受けられる。
- 役所や学校等の、教育・福祉施設からのごみは、委託費の範疇として収集していたが、明らかに家庭系ごみでないのに、収集している。他の一般事業者もそれを見習いステーションに出しており、市のコンプライアンスに照らしても早急に改善する必要がある。

2) 事業系ごみの排出について、新たに改善すること。

- 多量の一般廃棄物排出事業所の取扱い・・・従来どおりの処理方法 ～ による
従来どおり、事業所の処理責任の徹底を図るとともに、事業者自らが処理施設に搬入するか、一般廃棄物処理業者（収集運搬の許可業者）に依頼する。

- 少量の一般廃棄物排出事業所の取扱い・・・（指定袋による収集）

従来どおりの処理方法 ～ によるほか、 として「市の収集に依頼する」を加える。ただし、 の処理方法を受けようとする事業所は、以下の条件を付加する者とする。 （サンプル：事業ごみ指定袋案↓）

- 1 回の搬出量が可燃ごみ 2 袋以下、不燃ごみ 1 袋以下の事業所に限ります。
- 小規模商店、事務所や役所・学校・福祉の市行政関係の公共施設に限ります。
- 市環境課又は第 2 クリーンセンターに の処理申込みをしていただき、加入台帳に登録します。
- 事業系の指定袋を購入していただき、ごみはそれに入れて出していただきます。
- 朝 8 時までには最寄のごみステーションに出してください。
 - ただし、事業所用分別指定袋（有料）でごみステーションに出す場合には次のことを守っていただきます。
 - （ 1 ） 1 回の排出量が可燃ごみ 2 袋以下、不燃ごみ 1 袋以下であること。
 - （ 2 ） 出す予定の地域ステーションを管理しているところの自治会長等の同意を得ること。
 - （ 3 ） 指定袋には事業所名を必ず記入すること
 - （ 4 ） その他のことは家庭ごみと同じです。しかし、指定袋で出せるのは可燃ごみと不燃ごみに限ります。指定袋には資源物はいれなくてください。資源ごみは、事業所責任でリサイクル＝資源化してください。また家庭ごみと形状・種類は同じでも、事業系ごみのなかには産業廃棄物に分類されるものがあります。産業廃棄物に分類されるものは、排出しないで、産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。（産業廃棄物処理にはマニフェスト＝管理票が必要です。なお産業廃棄物を運搬する場合には「産業廃棄物運搬車両 ○○商店○○」の表示が必要です。）
 - （ 5 ） ステーションに資源ごみを出す場合には、資源ごみ専用の指定袋を購入してもらいます。びん、缶、ペットボトル、紙パック、ダンボールは別々にして中味の見える指定袋に入れて、回収用コンテナの置いてある集積所でも、袋のまま、コンテナ脇に出してください。

- 「事業者用分別指定袋」は市役所環境課又は第 2 クリーンセンターのみで取扱いします。

事業者用分別指定袋の種類と料金（案）・・・45L 相当可燃用 1 セット 10 枚 5000 円・45L 相当不燃用 1 セット 10 枚 8000 円

20L 相当不燃用 1 セット 10 枚 5000 円 45L 相当資源用 1 セット 10 枚 4000 円 ・・・・袋原価＋事務コスト＋収集料＋処理料が含まれています。

○ 購入申し込み分

1 事業所につき、半年間分として購入できる取扱セット数は、可燃・不燃・資源用合わせて 15 セット（150 枚）までです。15 セットの一括購入及び取扱セット数までの部分購入ができます。

4、導入のメリット・・・指定袋を導入した際の利点

- ・ 市民生活から発生したごみと事業活動から発生するごみを区別することができる。店舗と住宅が一体になっている場合でも、区分して出すことができる。
- ・ 非営利目的施設から出たごみも事業系ごみとして取り扱うことになる。＊公共サービスの非営利目的施設については、別途協議して手数料免除を検討するが、指定袋で出す（登録する）ことは守ってもらう。
- ・ 家庭ごみ有料化推進のテストケースとして（データーの）活用が可能である。事業者が指定袋に入れて、処理施設に搬入した場合は、搬入手料は徴収しないこともできる。



面白い話、困ったお客様

クリーンセンターで働いていますと、いろいろなお客様（市民の方）にめぐり合います。ここでは、実際に体験した面白い話、ちょっと腹が立った話、困った話などをお話していこうと思います。ただし、現役の職員なのであくまでもフィクションとしてください。

その 6：電話で聞いたら 5 時だと言った！

4 時 4 0 分・・・トントン（ドアをノックする音）「ごみを持ってきたけど取ってくれへんか」「受付はもう 4 時で閉まってます」「電話で確認したら 5 時って言わはったで」**事務所にいる者はそんなことは絶対言いません！**「なんとか、ごみだけ降ろさしてくれへんか。金は明日持ってくるから」そんなことをよく言えるね。コンビニやスーパーで、この人は金はあとで持ってくるからといって物を買っているのかいな。「明日来られるなら、明日ごみと一緒に持ってきてください」「それじゃ～仕事にならんがな」気の毒とは思いますが、一度でもそれを許すと、次から「この前は○○してもらたで」と言って必ずこられるものですから、当施設では厳しく職員間で統一しています。よく似たケースで、少量の産業廃棄物を受け入れたばかりに、つぎには大量の産業廃棄物を待ってこられてトラブルになった苦い経験があるものですから。・・・